

鳥取縣公報

選舉管理委員會規則

鳥取縣選舉管理委員會規則第一号

公職選挙法第六十條の規定により立会演説会に關する規程を次のように定める。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

立会演説会規程

第一條 公職選挙法(以下法という。)(第五百三三條)立会演説会の開催主体(第二項の規定により立会演説会を二單位以上開催する場合の單位の区域は、市の選挙管理委員会(以下委員会という。))が本委員会と協議して定めた区域とする。

2 市の委員会は、前項の規定によつてその区域を定めるときは、直ちにその旨を告示するとともに本委員会

昭和二十五年五月四日
号 外 木曜日

本書ノイサハ國定規程A五號

に報告しなければならぬ。

第二條 法第五十四條(立会演説会における演説者)第二項の規定によつて候補者が代理人に演説させることのできる立会演説会の回数は、本委員会が法第五十六條(立会演説会への参加)の規定によつて、候補者の加わることのできる立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序を決定して、その旨をその候補者に通知する際、併せて通知し、且つ、告示するものとする。

2 法第五十七條(立会演説会への指定期日後の参加)の規定によつて指定期日後に立会演説会に参加する候補者についても、その都度前項の例によつて、通知及び告示するものとする。

第三條 法第五十四條第二項の規定によつて候補者に

代つて演説をしようとする者は、立会演説会を開催する市町村の委員会に対して、本委員会の定める様式によりその候補者の代理人であることを証明する書面を示さなければならぬ。但し、証明し難い事情のあるときは、その旨を疏明して証明に代えることができる。

2 市町村の委員会は、候補者に代つて演説をした者がある場合においては、直ちにその者の住所、氏名及び候補者の氏名を本委員会に報告しなければならない。

第四條 法第百五十六條の規定によつて立会演説会に加わろうとする旨の届出は、本委員会の定める様式により選挙の期日の公示又は告示のあつた日から四日以内にしなければならぬ。

2 法第百五十七條の規定によつて、前項の期日の後に立会演説に加わろうとする旨の届出は、その立会演説会開催の前四日までに行なければならぬ。

3 前項の規定により届出する場合において自己の参加を希望しない日時及び会場については併せてその旨を届出でなければならぬ。

第五條 本委員会は、法第百五十五條（立会演説会の開催計画の決定及び告示）第二項の規定によつて、政党又はその支部の代表者その他關係人に参集を求めて意見を聞くようとする期日及び場所、並びに同法第五十六條第二項及び第四項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。

第六條 法第百五十六條第二項及び第四項の規定によつて、立会演説会において演説することのできる候補者及び各立会演説会における演説の順序をくじで定める場合において、候補者又は代理人で前條の規定によつて告示された時刻までに参集しない者があるときは、本委員会の委員長は、書記の中からその者の代人を定めくじを行うものとする。

第七條 法第百五十七條第一項の規定による指定期日後参加の申出をした候補者の演説の順序は、既に申出をした候補者の前とする。

2 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が二人以上あるときはくじによりその演説の順序を

定めるものとする。

第八條 市町村の委員会は、法第百五十八條（立会演説会開催の周知方法）第一項の規定によつて、立会演説会において演説をしようとする候補者の氏名及び党派別を掲示する場所を、あらかじめ定めて置かなければならぬ。この場合における掲示の場所は、その選挙の選挙運動の期間中は、変更することができない。但し天災その他避けることの出来ない事故によつてその場所に掲示することができないときはこの限りでない。

2 立会演説会において演説をする候補者の氏名及び党派別の掲載の順序は、その立会演説会における候補者の演説の順序による。

3 法第百五十八條の規定による掲示及び演説会場の表示は、その選挙におけるすべての立会演説を通じて同一の様式及び大きさでなければならぬ。

第九條 市町村の委員会は、その委員会の委員、書記又は選挙人の中から立会演説会を司会する者を定めなければならない。

第十條 前條の規定によつて、立会演説会を司会する者が、その委員会の委員以外の者である場合には委員会は法第百五十九條（立会演説会の秩序保持）の規定によつて、立会演説会の秩序保持のために必要な措置をとることが出来るものとして、同時に指定しておくものとする。

第十一條 候補者及び法第百五十四條第二項の規定による代理人（以下代理人という。）は立会演説会の実施に關しては、立会演説会を司会するものとするすべての指示に従わなければならない。

2 候補者及び代理人は、立会演説会を司会する者のした指示が著しく公平を失すると認めるときは、その司会者又はその市町村の委員会の委員長に対して異議を述べることが出来る。

第十二條 候補者又は代理人で立会演説会に出席することができない事情があるときは、その立会演説会の開催の前三日までに遅滞なくその旨を本委員会の定める様式によつて開催地市町村の委員会に届け出なければ

00291

ばならない。但し、やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

2 候補者又は代理人が参加することができなかつた立会演説会は、その立会演説会に参加したものと計算するものとする。

第十三條 立会演説会において演説をする候補者又は代理人は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻前二十分までに、その他の者にあつては演説を開始する時刻前十分までに到着して立会演説会を司会する者に、その旨申し出なければならぬ。

2 前項に規定する時刻までに会場に到着しなかつた者は、その立会演説会においては演説をすることができない。但し、第十四條第一項の規定によつて後順位者を繰上げてなお演説が中断され又は中断される虞がある場合、その他立会演説会を司会する者が正当の事由があると認める場合においてはこれらの候補者又は代理人にその者の演説すべき順序にかゝらず時間を限つて演説をさせることができる。

第十四條 候補者又は代理人がその演説時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、その立会演説会を司会する者は、他の候補者は代理人の順序を繰り上げて演説をさせることができる。

2 前項及び前條第二項の場合を除く外、演説が中断されたときは、その立会演説会を司会する者は、聴衆の退散を防ぐために適当な措置をとらなければならない。

第十五條 立会演説会において、候補者又は代理人が法第五十五條第一項の規定によつて決定されている演説時間が経過してもなお演説をやめなるときは、立会演説会を司会する者は、直ちにこれをやめさせなければならない。

第十六條 天災其の他避けることの出来ない事故により立会演説会を開催することができない場合又はこれを開催することができないと認める場合においては、市町村の委員会は、直ちにその旨を告示するとともに関係のある候補者に通知し、且つ、これを本委員会に報告しなければならない。

00292

2 前項の規定による報告があつたとき、又は本委員会が前項に規定する場合が生じ又は生ずる虞があると認められたときは、その市町村又は他の市町村の委員会に、その立会演説会に代る立会演説会を開催させることができるものとする。

3 前項の規定による立会演説会の日時及び会場並びに演説の時間は、本委員会が決定してその旨を告示するとともに、関係ある候補者及び市町村の委員会に通知するものとする。

4 前項の規定による立会演説会に関する揭示は、法第五十八條、第八條第二項及び第三項の規定に準じて行うものとする。

第十七條 市町村の委員会は、立会演説会を開催する場合においては照明、演壇、拡声機、聴衆席等立会演説会開催のために必要な設備（暖房の設備を除く）をしなければならぬ。

第十八條 前各條に規定するものを除く外、本委員会の委員長は、立会演説会を円滑に実施するため、あらか

じめ又はその都度必要な措置を講ずることができる。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 衆議院議員選挙運動規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第九号）は、廃止する。

選挙管理委員会告示

鳥取縣選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令第五十五條第二項第二号の規定により、不在者投票管理者をおくことのできる病院を次のように定める。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

病院 名	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市西町一番地
国立鳥取病院	岩美郡字倍野村大字奥谷一六九五番地
鳥取縣立中央病院	鳥取市本町一丁目一八番地

市立鳥取市民病院
国立浜村療養所
厚生病院

岡山大学放射能線研究所

国立三朝温泉療養所

鳥取大学医学部附属病院

国立鳥取病院米子分院

廣江病院

博愛病院

日野病院

鳥取市古市一番地

氣高郡浜村町五一番地ノ一

東伯郡倉吉町大字越殿町一四〇八番地

東伯郡三朝村大字山田八二七番地

東伯郡三朝村大字山田六九〇番地

米子市西町三六番地ノ一

米子市皆生一八〇六番地

米子市上後藤三二番地

米子市加茂町一丁目一番地

日野郡根雨町大字根雨七三〇番地

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十一号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選舉における議員候補者の氏名等の揭示に關しては、法令に定めるものを除く外、衆議院議員候補者の氏名等の揭示に關する規程(昭和二十三年鳥取縣選舉管理委員會規則第十二号)の例による。

昭和二十五年五月四日

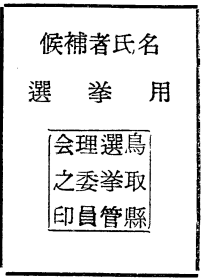
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十二号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選舉に際し、公職選舉法第四百十一條第一項の規定による自動車、拡声機、船舶の標識及び証明書の様式を次のように定める。

昭和二十五年五月四日

表示様式



鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

備考

区分	材質	地色	寸法
自動車	布	赤色	三二二 二四二
拡声機	布	白色	二六二 一六二
船舶	布	白色	二四二 一四二

證明書様式

自動(拡声)船舶 第 号

選舉運動(自動)船舶 擴声機使用證明書

備考一、選舉運動のため自動車を使用する場合は常にこの証明書を所持していなければならない。

二、選舉管理委員會の委員又は職員及び警察官吏又は吏員の請求があるときは、呈示しなければならない。

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十三号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選舉における立会演説会開催の日時、会場及び一回の立会

立候補届出月日 昭和 年 月 日

候補者

党派(所属団体)名

自動車
擴声機
船舶

昭和二十五年 月 日

選舉管理委員會委員長

00295

演説会において演説することのできる議員候補者の数並びに演説の時間を次のとおり定める。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

一、立会演説会開催の日時、会場

日	時	会 場
五月十二日	午後八時	日野郡黒坂町黒坂小学校
五月十三日	同二時	同 根雨町根雨町公会堂
五月十四日	同	西伯郡手間村手間小学校
五月十五日	同八時	同 境町境小学校
五月十五日	同二時	同 大篠津村大篠津小学校
五月十六日	同八時	同 淀江町淀江小学校
五月十七日	同	同 御來屋町稚蚕飼育所
五月十八日	同	東伯郡赤碕町赤碕永樂座
五月十九日	同	同 八橋町八橋小学校
五月二十日	同	同 由良町由良小学校
五月二十一日	同二時	同 矢送村矢送村小学校
五月二十二日	同	同 東郷、松崎村松崎小学校

五月二十三日	同八時	氣高郡青谷町青谷小学校
五月二十四日	同	同 寶木村寶木小学校
五月二十四日	同二時	同 湖山村湖山小学校
五月二十五日	同八時	八頭郡智頭町智頭小学校
五月二十六日	同二時	同 賀茂村育英小学校
五月二十七日	同八時	同 若櫻町若櫻小学校
五月二十八日	同	岩美郡浦富町浦富小学校
五月二十九日	同	米子市啓成小学校
五月三十日	同	東伯郡倉吉町成徳小学校
五月三十一日	同二時	岩美郡宇倍野村宮ノ下小学校
五月三十一日	同八時	鳥取市遷喬小学校

二、一回の演説会において演説することのできる議員候補者の数並びに演説の時間

議員候補者の数

五名

議員候補者一人あたりの演説時間数

四十分

三、立会演説会参加届期限

昭和二十五年五月八日

00296

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十四号

昭和二十五年六月四日執行の参議院（地方選出）議員選挙における立会演説会の演説順序のくじを次のとおり行ふ。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁
- 二、くじを行う日時 昭和二十五年五月九日午前十一時

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十五号

昭和二十五年六月四日執行の参議院（地方選出）議員選挙の候補者で選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする者の申請期限は昭和二十五年五月二十二日とする。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十六号

参議院議員選挙公報の掲載順序のくじを次のとおり行ふ。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁
- 二、くじを行う日時 昭和二十五年五月二十三日午後一時

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十七号

昭和二十五年六月四日執行の参議院（地方選出）議員選挙における選挙運動費用の最高額は次の通りである。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

議員候補者一人につき 金三三二、九八八円

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十八号

昭和二十五年六月四日執行の参議院（地方選出）議員選挙及び参議院（全国選出）議員選挙の投票用紙におすべき印は市町村の選挙管理委員会の印又は市町村の印とする。

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十九号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選挙における鳥取縣選挙区選挙長及び選挙長故障あるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政 幸

鳥取縣選挙区選挙長

鳥取縣氣高郡豊実村大字楠 窪 田 国 藏

同 代 理 者

鳥取縣鳥取市浜坂四六四 上 根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(全国選出)議員選挙における鳥取縣選挙分会長及び選挙分会長故障あるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根 政 幸

鳥取縣選挙分会長

鳥取縣氣高郡豊実村大字大楠 窪 田 国 藏

同 代 理 者

鳥取縣鳥取市浜坂四六四 上 根 政 幸

選 舉 告 示

◇選舉告示第一号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選挙における鳥取縣選挙区選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十五年五月四日

參議院(地方選出)議員選挙鳥取縣選挙区選挙長

窪 田 国 藏

一、場 所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、日 時 昭和二十五年六月七日午後一時

◇選舉告示第二号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(地方選出)議員選挙の選挙立会人の互選及びくじを次のように行う。

昭和二十五年五月四日

參議院(地方選出)議員選挙鳥取縣選挙区選挙長

窪 田 国 藏

一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、くじを行う日時 昭和二十五年六月二日午後一時

◇選舉告示第三号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(全国選出)議員選挙における鳥取縣選挙分会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十五年五月四日

參議院(全国選出)議員選挙鳥取縣選挙分会長

窪 田 国 藏

一、場 所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、日 時 昭和二十五年六月七日午後一時

◇選舉告示第四号

昭和二十五年六月四日執行の參議院(全国選出)議員選挙立会人の互選及びくじを次のように行う。

昭和二十五年五月四日

參議院(全国選出)議員選挙鳥取縣選挙分会長

窪 田 国 藏

一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、くじを行う日時 昭和二十五年六月二日午後一時

鳥取縣公報

昭和二十五年五月四日
外 木曜日

本書ノキヤハ國定規格A五判

選舉告示

◇選舉告示第五号

昭和二十五年六月四日執行の參議院（地方選出）議員選舉鳥取縣選舉区において立候補の届出をした者は次のとおりである。

昭和二十五年五月四日

參議院（地方選出）議員選舉鳥取縣選舉区選舉長 窪 田 国 藏

届出月日	議員候補者氏名	党	派	職	業	性別	生 年 月 日	住 所
五月四日	中 田 吉 雄	日本社会党		團體役員		男	明治三十九年 十月三十日	鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻 四六六番地二
同	德 安 実 藏	自由党		新聞社長		男	明治三十三年 二月十三日	東京都港区芝白金猿町六五番 地
同	福 本 和 夫	日本共産党		著述業		男	明治二十七年 七月四日	神奈川県藤沢市藤沢四二三八 番地

鳥取縣公報

本書ノ大きさハ國定規格A五判

昭和二十五年五月四日
外 木曜日

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十一号

昭和二十五年六月四日執行の參議院議員選舉において、公職選舉法第二十六條第一項の規定により調製する補充選舉人名簿に登録を受けるための申請の方法は、住所地市町村の選舉管理委員會の定めるところによる。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二号

公職選舉法第四十八條第二項の規定により新聞又は雑誌を掲示することができる場所を次のように指定する。

昭和二十五年五月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

第一 新聞を掲示することができる場所

新聞の種類によつてそれぞれ左記の通りとする。

一 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）及び販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例としている場所。

二 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所。

三 いわゆる業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販売店の前等で当該新聞を掲示することを常例とする

る場所。

第二 雑誌を掲示することができる場所

雑誌の発行所及び販売店で雑誌を掲示することを常例とする場所。

昭和二十五年五月四日印刷
昭和二十五年五月四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

発行所

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取

印刷所